



写真 1-6(1) 良質燃料使用の指導【後期第1期(前期)①】



写真 1-6(2) 良質燃料使用の指導【後期第1期(後期)】



写真 1-7 昼礼会議の状況【後期第 1 期(後期)】

表 1-24 環境保全のための措置の実施状況（工事用車両の走行に関する措置）

環境保全のための措置	実施状況
工事の平準化を図り、工事用車両の極端な集中を回避する。	施工会社間の定期的な工程会議により、同時期に工事車両が極端に集中しないよう努めた（写真 1-2 参照）。
埋戻しに使用する分の建設発生土を計画地内に仮置きすることにより、計画地外への工事用車両台数を低減する。	計画地外への工事用車両台数を低減するために、埋戻しに使用する分の建設発生土を計画地内に仮置きした（写真 1-8 参照）。
工事用車両の運行にあたっては、制限速度の遵守、安全運転の励行、急発進・急加速・急ブレーキの自粛等の指導を行う。	施工会社が実施した工事関係者への安全教育等において、制限速度の遵守、安全運転の励行、急発進・急加速・急ブレーキの自粛等の指導を行うとともに、制限速度の看板を設置した（写真 1-9 参照）。
工事区域内から退場する車両のタイヤ付着土砂による道路の汚れや粉じんの飛散等を防止するため場内でタイヤ洗浄を行う。	場内の工事用車両走行ルートには、すべて鉄板を敷設し、鉄板上は適時清掃を行うことで、土砂のタイヤ付着防止に努めた。タイヤに土砂が付着した場合は、ハイウォッシャーにてタイヤ洗浄を行った（写真 1-10 参照）。
工事用車両の敷地内外におけるアイドリングストップの励行を指導するとともに、周知・徹底を図るため工事区域内にはアイドリングストップの看板を設置する。	施工会社が実施した工事関係者への安全教育等において、工事用車両の敷地内外におけるアイドリングストップの励行を指導するとともに、場内に看板を設置し、周知の徹底に努めた（写真 1-11 参照）。
工事用車両に対して所定の走行ルートの周知を徹底するとともに、計画的な運行により、影響の低減を図る。	施工会社が実施した工事関係者への安全教育等において、所定の走行ルート及び搬出入時間を守り、交通誘導員の指示に従うよう指導することで、工事用車両の計画的な運行を行い、影響の低減を図った。
工事の実施にあたっては、過積載の防止を指導し、影響の低減を図る。	施工会社が実施した工事関係者への安全教育等において、過積載の防止を指導するとともに、朝礼等において適時指導を行い過積載の防止を徹底したほか場内に看板を設置し周知した。（写真 1-12 参照）。
工事用車両は、九都県市が指定する最新の排出ガス規制適合車及び低公害・低燃費車を使用する。	施工会社が実施した工事関係者への安全教育等において、工事用車両は、最新の排出ガス適合車及び低公害・低燃費車使用するよう指導・徹底した。
工事関係者の乗合通勤を行うなど、自動車使用の抑制を図る。	施工会社が実施した工事関係者への安全教育等において、乗合通勤を徹底するよう指導し、自動車の抑制に努めた。
工事用車両の走行ルートは、詳細な施工計画の検討に際し、各工事の実施区域ごとに、環境に配慮すべき施設の存在を考慮した最適な走行ルートを設定する。	工事用車両の走行ルートは、各工事の実施区域ごとに、環境に配慮すべき施設（通学路、保育園や幼稚園）の存在を考慮し、走行ルートと搬出入時間を設定した。また、工事用車両の出入口や近隣の横断歩道に交通誘導員を配置し、歩行者の安全を確保した（写真 1-13 及び写真 1-14 参照）。



写真 1-8 建設発生土の仮置き状況【後期第 1 期(後期)】



写真 1-9 制限速度の看板の設置状況（計画地内）



写真 1-10(1) 土砂搬出時のタイヤ洗浄【後期第 1 期(後期)】



写真 1-10(2) 場内鉄板の敷設状況【後期第 1 期(後期)】



写真 1-11 アイドリングストップ看板の設置状況【後期第 1 期(前期②)】



写真 1-12 過積載禁止看板の設置【除却】